

# 令和2年第7回上三川町議会定例会会議録

令和2年12月4日（金）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑、討論、採決）

令和2年12月4日～12月9日

町議会定例会会議録

令和2年12月4日第7回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3	議案第 95号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	議案第 96号	上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第5	議案第 97号	上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第6	議案第 98号	上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第7	議案第 99号	上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第8	議案第100号	上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第9	議案第101号	上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第102号	上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第11	議案第103号	上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第12	議案第104号	上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第13	議案第105号	上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について
日程第14	議案第106号	上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について
日程第15	議案第107号	上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について
日程第16	議案第108号	上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
日程第17	議案第109号	上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について
日程第18	議案第110号	上三川町農産物加工所の長期かつ独占的な利用について
日程第19	議案第111号	令和2年度上三川町一般会計補正予算（第8号）
日程第20	議案第112号	令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第113号	令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第114号	令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第115号	令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和2年第7回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられるよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第7回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和2年8月分から10月分までの3か月分、及び令和2年10月に実施されました定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、令和2年第3回石橋地区消防組合議会臨時会審議結果、及び令和2年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、13番・高橋正昭君、1番・田崎幸夫君を指名いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和2年第7回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、11月13日及び20日に議会運営委員会を開き協議をしました

ので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案21件、一般質問通告者については6名であります。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として会期を短縮し、本日12月4日から9日までの6日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、人事案件については、質疑・討論を省き採決をお願いいたします。

議案第96号から第110号及び補正予算である議案第111号から議案第115号については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

4日目は一般質問をくじで決定した順により6人が行い、5日目は休会といたします。

6日目を最終日とし、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査等について採決を行い、全議案を議了したいと思っております。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたしますと思っております。

以上をもちまして、議会運営委員会としての結果報告を終了します。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9日までの6日間と決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、議案第95号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第95号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る12月9日をもちまして、監査委員、館野治信氏の任期が満了を迎えることに伴い、引き続き同氏に監査委員をお願いしたいと考え、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるため提出するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第95号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、これ

に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第95号は同意することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、議案第96号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第96号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

公職選挙法が改正され、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成について、公費負担が可能となりますことから、本町における選挙において同制度を適用するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今回ですね、この制度改正によりまして、選挙費用の公費負担ということになるわけですが、どうしても内容的にですね、具体的に、1人当たり一般的な選挙においてどのぐらいかかるかですね、ちょっとどのぐらい公費負担になるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 このたびの選挙運動の公費負担につきましては、選挙運動用自動車の賃借、さらにはビラとポスターの作成に係る経費について、条例で定めた1日または1枚当たりの基準額に、選挙運動期間中に実際に使用した日数や法令等により定められた枚数、またはポスター掲示場の数を乗じた額を上限額といたしまして、実際に要した費用を公費で負担するというようなことになってございます。

こうしたことを踏まえました上限額ということでお答えさせていただきますと、選挙運動用自動車の賃借につきましては、レンタカー方式の場合ですと、自動車と燃料、運転士を含めまして、上限額といたしましては17万9,300円というふうなことになってございます。ビラの作成につきましては、町長選挙につきましては3万7,550円、議会議員選挙におきましては1万2,016円、ポスターの作成につきましては、上限額が34万7,829円ということになってございます。なお、これらを合計いたしました候補者1人当たりの公費負担額の上限額ということになってきますと、町長選挙の場合は候補者1人当たり56万4,679円、町議会議員選挙の場合は候補者1人当たり53万9,145円というふうなことになってきます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今る説明があつて、分かりやすい説明で、ありがとうございます。それで

すね、これについて、12月1日ですか、下野新聞に出ていましたが、簡単に言いますと、県内一律にやるということなんですけども、現在です、ご承知のように、コロナ禍で、いろいろ市民、町民の皆さんがご苦労されている。そういう中でやることについての緊急性があったのかどうか。それと、県内一律でやることについての申合せとか話合いがあったのかどうかについて、伺いたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 県内一律でやるということについての申合せというようなことはございません。各町村独自の判断で決めていると思ってございます。なお、条例制定の目的ということになりますけども、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るということから、候補者の選挙運動の費用を公費で負担すべく、本町においても条例を制定することにしたものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 その協議の中でですね、今こういう時期だから、緊急性は、直近の選挙であっても2年半後にやるわけですね、町長選挙として。ですから、今制定しなくてもいいんじゃないかと、そういった意見はなかったのか。それとあと、もうちょっとですね、コロナ禍が静まってから、上三川町が独自で、そういった申合せがないとすればですよ、独自で制定してもよかったんじゃないかというような議論はなかったのかどうかを伺いたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 このたびの条例制定につきましては、公職選挙法の一部が改正されまして、町が条例で定めることによりまして公費負担ができるということになりましたので、本町といたしましては、速やかに対応すべく、本条例を制定することにしたものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それは重々承知しているんですが、いつまでに制定しなくちゃならないということがないものだったらば、ある程度落ち着いてからそういった制定の作業、事務作業をですね、コロナ禍に対応して、町民の命と暮らしを守るような施策に力を注入したほうがよかったんじゃないかと私は思います。そういった議論もなかったということでもいいんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど答弁させていただきましたとおり、公職選挙法の一部が改正されましたことにより、速やかに条例を制定すべきだろうというような考えの下、本条例を制定することにしたところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第96号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、議案第97号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から、日程第12、議案第104号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第97号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から議案第104号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」まで、一括してご説明いたします。

本案件は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として関係地元コミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第97号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号「上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号「上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号「上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号「上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号「上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号「上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第13、議案第105号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」から、日程第15、議案第107号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第105号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」及び議案第106号「上三川町子ども発達支援センターの指定管理者の指定について」を一括してご説明いたします。

本案件は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、上三川ふれあいの家ひまわり及び上三川町子ども発達支援センターを管理運営する指定管理者として社会福祉法人こぶしの会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第107号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間、上三川町本郷地域福祉センターを管理運営する指定管理者として本郷コミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 議案第105号、ふれあいの家ひまわり、指定管理者の指定ということで、1年間の指定管理料と5年間トータルした管理料はどれくらいになるのかと、議案第106号のこども発達支援センターの指定管理料、各年度と5年間のトータルの管理料はどれくらいなのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、上三川ふれあいの家ひまわり、こちらにつきましては、年230万円掛ける5年ということで1,150万円。こちらは令和2年度と同額となっております。また、こども発達支援センター、こちらにつきましては、年間300万円、5年間で1,500万円。こちらも令和2年度と同額となっております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この前の期間も、大体このぐらいの金額でずっと移行してるのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず、ふれあいの家ひまわりにつきましては、ただいまですね、現在も第2期も同額でございます。それと、こども発達支援センター、こちらにつきましては、ただいま第1期でございますが、こちら、平成30年度から始まりまして、平成30年度は700万円、それと令和元年度、こちらが500万円、今年度、令和2年につきましては300万円ということになっております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この金額が増えたり減ったりするのは、収容人員の差なんですか。それとも、サービスのことを試算して、行政側と話し合っただけで金額を決めているのでしょうか。そうすると、1人当たりの収容人員に換算すると、1人年間どのぐらいの予算だということによって算出しているのでしょうか。ちょっと具体的に、何名で幾らの予算になってるのは、1人幾らぐらいの予算を組んでるんだということ。何でこんなことを聞くかというとな、人数が同じでも金額が同じだったり、人数が多くなってふだん金額が増えるということは当たり前のことだと思うんですね。そうすると、そこまでの把握がなくて、こういうふうな金額のことをしてるんじゃないかというふうには私は疑って聞いているので、人数と費用の算出の仕方を詳しく教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず、こども発達支援センター、こちらの第1期の指定管理料が年によって違うという、こちらにつきましては、まず理由としましては、平成30年度、第1期ということで、施設を開設したばかりのときでございますので、当初はやはり利用者が少ないという見込みがございました。そのため、利用料が入らないということで指定管理料を高めを設定し、あと令和1年、元年ですね、2年につきましては、利用者の増が見込めるため、それに応じた形で指定管理料を減らしていくということでございます。

それと、利用者1人当たりの単価ということでございますが、こちらにつきましては、まず、実績に応じた形で見ております。1人当たりの単価というのはなかなか出すのは難しいので、それぞれの、例えばおひさまの家ひまわり、こちらにつきましては、現在やっております事業としまして、就労継続支援B型、それと地域活動支援センターとしての業務、それと日中一時支援業務、このような業務をやっております、年間で、利用者としてしましては、全ての事業の合計としまして町内の方55名、町外の方23名の方が利用しております、日数としましては、全て合わせますと1万4,675件の利用がございました。また、おひさまにつきましても、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業、保育所等訪問支援事業等を行っております、契約先につきましては、4つの事業合計で49名の方、こちら全て町内の方となっております。また、利用件数につきましては、それぞれ4つの事業がございまして、合計で4,601件の実績が令和元年度には出ております。こちらのような過去の実績に基づきまして、ひまわりの第3期、それとおひさまの第2期指定管理料を出したものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、1人当たり年間の経費というか面倒を見ていく諸費用はお幾らになりますか。こっちは、ひまわりの家はこう、こっちはこうというように、人数に対して1人当たりが幾らになっていくか、それがどのぐらいの率で上がったり下がったりしてるか、ちょっと簡単に説明してくれませんか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいま申し上げました事業、それぞれ金額も違います。また利用者の数も違いますので、申し訳ありませんが、どの事業が1人当たり幾らという単価は、ちょっと現在手元にはございません。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員に申し上げますが、もう3回を超えていますので。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は今の予算化の反対を討論したいと思います。

なぜ討論するかというと、障がい者なり\*\*\*\*\*が費用で面倒を見ることは一番いいことだと思います。その費用がどういうことでこれだけの金額になるとか、どういうことでこれだけの金額を必要

とすとかという明確な答弁がなくて、ただ予算化をしてですね、それだけをしてれば、我が町の行政は面倒を見てるんだというようなことがありありと見えるということなんです。金額に対してどれだけのサービスをしてるかということの立証もないということです。ただ答弁にこれだけの費用を出したよ、払ったよ、税金で賄ったよというだけの話で、それでは通ってる人、\*\*\*\*\*が本当に足りてるのか足りてないのかということが一つも行政から伝わってこないで、私は、この問題はきちっとすべきだというふうに思って、反対いたします。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第105号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第16、議案第108号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」から、日程第18、議案第110号「上三川町農産物加工所の長期かつ独占的な利用について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第108号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」及び議案第109号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」を一括してご説明いたします。

本案件は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間、上三川町農村環境改善センター及び上三川町農産物加工所を管理運営する指定管理者として公益財団法人上三川町農業公社を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第110号「上三川町農産物加工所の長期かつ独占的な利用について」ご説明いたします。

本案件は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの期間、上三川町農産物加工所を上三川町農産物加工生産組合ゆうがおに、長期かつ独占的な利用をさせることについて、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 議案第110号の農産物加工所の長期的かつ独占的な利用ということで、引き続き独占的に利用させるということなんですけども、多分、この議案書の4番目の理由について、農産物加工所の設置目的である「農産物を加工し付加価値を高めることによって地域農産物の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者との交流を促進し、地域農業への理解を高めること」と合致するためということですが、どのような点でこの目的と合致しているのかということ。

そして、今までの独占利用の期限が切れるということで、農産物加工生産組合ゆうがおからは、申請書というのは、どのような形でいつ提出されているのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 ご質問の1点目でございますが、農産物加工生産組合ゆうがおにつきましては、町の主な農産物の加工ということで、イチゴまたカンピョウ、米などの原料を使って地産地消を努めております。町としましては、農業の振興ということを念頭に置いており、また、町が実施するイベント等にも積極的にご協力を頂いていることから、町が掲げることに合致するというような点でございます。

2点目のご質問でございますが、令和2年の10月1日付で、上三川町農産物加工生産組合ゆうがお組合長の塩谷節子氏より、上三川町農産物加工所の長期かつ独占的な利用についての要望書を頂いたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そして、これから独占利用させるということはよろしいと思うんですけども、上三川の農産物が農産物加工所で、どのような品目が、いわゆる何百キロ、何トン加工されて世に出ますよと。それとか、イチゴ1キロ当たりから、多分1キロ2,000円だとすれば、これを加工して3,000円、2,000円の付加価値ができて販売されましたよというふうな、そういった実績というものを把握しておく必要がある。だから地域農産物の消費拡大が図られてるんだよというふうな、そういったものが必要だと私は思うんです。だから、引き続き、これからも独占利用を認めますよというふうな、そういった流れの細かい大方の数字あるいは金額等が必要なんじゃないかということでございます。6年後のこの時期にはそういった、これだけの消費拡大が図られたんだというふうな実績が欲しいなというふうに私は思っていますので、そういった要望をして、提案をして、今回のこの件は終わります。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 本会議で詳しく質問したいとは思っていますが、今、端的に聞きたい事は、付加

価値をつけて独占的にしてきたのに、何ら数字的なものが何も出ないという。今、志鳥議員が言ってるように、どのくらいのものを使ったとか、どのくらいのものを作ったんだよとか、何も分からなくて独占的に使わせていくということと、これには補助金も出てるのは後で聞きますが、使わせて、血税を出して使ってもらう理由は何かありましたかということが肝心な話なんじゃないでしょうか。それがここで議員に示せなくて、独占的、長期的に貸さなきゃならない理由というのをどこに見いだすんですかね。よく本会議で私、質問しますから、よくその辺をきちっと提出してください。今出せと言ったって出ないでしょう、今の質問でもそれぐらいで終わりなんだから。長期的に貸すということはそういうことじゃないですか。これにまた補助金が出てるということが不思議なんですよ。ただで使わせて、補助金を出して、23名の組合員を育てなきゃならない理由がどこにあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

商品の開発には、消費者のニーズを調査して、試作、研究しながら試行錯誤を繰り返し、長い年月を要することになり、商品によりましては複数年の熟成期間が必要なものもございます。上三川町第7次総合計画前期計画におきましては、ブランド化、6次産業化の促進を掲げ、上三川町の新たな名物づくりを見据え、農畜産物の付加価値を高めるための加工や地産地消を含む新たな販売戦略による販路開拓を図るなど、6次産業化の促進に努めているところでございます。また、食品衛生上、食品事故が発生した場合は、どこの工程や段階で事故が発生要因があったことを明確にする必要もありますし、複数の団体が利用していたとなれば、原因や要因の解明など、調査の難航するおそれがございます。

当該団体からの要望も受けまして、今回議案としてお諮りすることでございますし、一個人の営利の目的に対して町のほうで支援するというような考えは持ってございませんので、これまでの実績や活動を鑑みまして、今回議会にお諮りすることでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今答弁であったようにですね、幾つものを作って、幾つものものになってきたのか。それから、開発して、やめたのか、作ったのか。その数量すら分からなくて、答弁になりますか。例えば、志鳥議員が言ったように、何トンのお米を作って、何トンの赤飯を作って、何トンの物を売ったんですよとか、例えばね。ジャムを何十キロ買ってきて、何十キロに加工して付加価値をつけて、何十キロ売ったとか、そういうことがなくて、なぜ使えるんですか。あなた、今、1つも生量とか計算とかしてない、長期的にやる。みそを何年も寝せたから、じゃ、寝せた年月だけみそが、5万円のみそが50万円になったんですかということを知りたいんですよ。分かります？ 5万円のみそを造りました。50年たったら500万円になりましたとか、そういうことの計算が、そら、500年なんていうことはうそでしょうが、3年たったらこうなったと。何も出てこないじゃないの。まあいいですよ、答えなんか出っこないんだから。本会議できっちり答えてくださいよ。

○議長【石崎幸寛君】 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、今先ほど説明をしたとおり、反対する最大の理由は、長期的に使わせていて、組合が今何名いるか私は分かりません。私の知り得るところは23名か4名だったと。その人たちが長期的に何をやったのか、結果的にどこへも出てこないんです。日産から見学した人に大量に卸したとあって、昔の答弁ではそういう答弁が出ました。今、聞きに行きました。あるかないか、本会議で説明しますが、もう1つ、東武デパートに出してるということです。今出てますかということになると、出てないそうです。どうしてそういうことに、付加価値をつけるとか、長期的に貸す理由がどこから見いだすのか。ここにいる議員の皆様にも1つだけ聞きたいです。13名か23名か知りませんが、そのために血税を使って長期的に貸す理由はどこに見当たるんだか聞いていただきたいと思う。

○議長【石崎幸寛君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第108号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号「上三川町農産物加工所の長期かつ独占的な利用について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 審議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を始めます。

---

○議長【石崎幸寛君】 先ほど、勝山君の発言の中で不穏当と思われる部分がありますので、後日、会議録を調査して、不穏当発言があった場合は、議長において善処します。

日程第19、議案第111号「令和2年度上三川町一般会計補正予算(第8号)」から、日程第23、

議案第115号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第111号から議案第115号までを一括してご説明いたします。

まず、議案第111号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第8号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたもの、額の確定または確定見込みのものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入について、主なものといたしまして、地方譲与税では、森林環境譲与税を増額補正いたします。

国庫支出金では、特別定額給付金事業補助金を減額補正いたします。

県支出金では、地籍調査事業補助金を減額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

諸収入では、自治宝くじ助成金を減額補正いたします。

町債では、総務債及び公園債を増額補正いたします。

次に、歳出について、主なものといたしまして、議会費では、議員等旅費を減額補正いたします。

総務費では、特別定額給付金事業経費を減額補正し、庁舎改修工事費を増額補正いたします。

民生費では、特定教育・保育施設等助成事業補助金を増額補正いたします。

衛生費では、クリーンパーク茂原運営事業負担金を増額補正いたします。

農林水産業費では、農業緊急支援助成金を減額補正いたします。

商工費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金を減額補正いたします。

土木費では、地籍調査事業に係る経費を減額補正し、公園整備工事費を増額補正いたします。

消防費では、避難所用資器材の整備費用を増額補正いたします。

教育費では、小中学校設備の改修工事費を増額補正いたします。

さらに、繰越明許費を第2表のとおり、地方債を第3表のとおり補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に509万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を153億1,376万4,000円とするものでございます。

次に、議案第112号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入では、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額など、歳出では、税制改正に伴う国民健康保険システム等の改修による増額などで、この結果、歳入歳出予算の総額に48万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億6,447万2,000円とするものでございます。

次に、議案第113号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。



歳入では、介護保険保険者努力支援交付金の交付による増額、歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修、介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴う介護給付費準備基金の積立ての増額など、その結果、歳入歳出予算の総額に582万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を23億9,250万8,000円とするものでございます。

次に、議案第114号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、国庫補助金の増額、歳出では、税制改正に伴う後期高齢者医療制度システム改修による増額などで、この結果、歳入歳出予算の総額に55万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,207万3,000円とするものでございます。

次に、議案第115号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

資本的収入及び資本的支出における補正増額744万7,000円の主な内容は、県事業に伴う下水道管の移設に要する県からの負担金及び設計業務の委託料をそれぞれ増額するものであります。あわせて、起債及び一時借入金の限度額を変更するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第111号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第8号）」につきまして、ご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

第2款地方譲与税、第3項1目森林環境譲与税、補正額133万2,000円を増額につきましては、配分額の確定見込みにより増額するものです。

次の第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額2,259万6,000円の減額につきましては、1節総務管理費補助金で、国外転出者のマイナンバーカード等の利用に係るシステム整備のため、社会保障・税番号制度システム整備費補助金844万8,000円を見込む他に、1人に10万円を支給した特別定額給付金給付事業に係る事業費の確定により、事業費補助金2,810万円と事務費補助金294万4,000円をそれぞれ減額するものです。2目民生費補助金796万6,000円を増額は、2節児童福祉費補助金で、対象事業費が増えたことによる子ども・子育て支援交付金53万9,000円を増額、補助単価の変更により、保育所等整備交付金651万円の増額、保育対策総合支援事業では、新型コロナウイルス感染症対策として、保育環境を改善し、安全対策を行う費用の補助金91万7,000円を増額するものです。3目衛生費補助金123万7,000円を増額は、1節保健衛生費補助金で、感染症予防事業費等補助金に、新たなものとして、一定の高齢者等へのPCR検査等助成に係る経費の2分の1を見込むものです。4目土木費補助金200万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額によるものです。

続きまして、第15款県支出金、第1項県負担金、2目土木費負担金320万4,000円の減額は、地籍調査事業の額の確定により、1節土木管理費負担金を減額するものです。

同じく第2項県補助金、2目民生費補助金、補正額199万3,000円の増額につきましては、2節児童福祉費補助金で、対象事業費が増えたことに伴い、1歳児担当保育士増員事業の75万6,000円及び子ども・子育て支援交付金26万7,000円の増額、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する経費の補助として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金97万円を増額するものです。4目農林水産業費補助金、補正額384万1,000円の減額は、1節農業費補助金において、それぞれ事業費の額の確定見込みにより、経営所得安定対策直接支払推進事業で7万2,000円の増額、また、環境保全型農業直接支払交付金で91万3,000円及び新規就農総合支援事業で300万円を減額するものです。

次に、第18款繰入金第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,380万8,000円の増額につきましては、補正予算の財源不足として繰入れするものです。

第20款諸収入、第4項3目雑入240万円の減額は、自治宝くじ助成金不採択によるものです。

第21款第1項町債、1目総務債1,230万円及び3目土木債50万円の増額につきましては、庁舎改修及び公園施設整備事業の事業費が増額になることに伴い、財源に充てるため増額するものです。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 それでは、続きまして、歳出予算のご説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。20ページをお開き願いたいと思います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明をさせていただきますので、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略させていただきますので、ご了承を頂きたいと思います。

それでは、ご説明をいたします。

20ページの補正予算給与費明細書の一般職でございますが、(1)総括の表の一番下の行、比較の欄をご覧になっていただきたいと思います。職員数の5人の増につきましては、育児休業や病気による休職などの取得者が見込みより多くなったことに伴い、臨時職員の採用増が見込まれることによるものでございます。給料の223万9,000円の増額につきましては、臨時職員の採用増に伴うものでございます。また、職員手当の6万5,000円の減額につきましては、下の表、職員手当の内訳の表をご覧になっていただきたいと思います。上段の時間外勤務手当の6,000円の減額及び下段の最後、会計年度任用職員等手当の5万9,000円の減額によるもので、いずれも特別定額給付金の給付事務に関わるもので、職員の時間外勤務手当と臨時職員の通勤手当について、額の確定に伴い減額するものでございます。

(1)の総括の表に戻っていただきまして、共済費の51万4,000円の減額につきましては、学校講師1名について、当初予算では会計年度職員を充てることで予算を見積もりましたが、実際には再任用職員を配置したことによるものでございます。

なお、再任用職員に係る社会保険料等につきましては、9月の定例会において予算の補正を行って

るものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、12ページ、13ページをお開きください。

第1款第1項1目議会費、8節旅費167万1,000円の減額は、コロナウイルス感染症拡大に伴い、予定されていた各種視察研修等が中止になったため、費用弁償及び旅費を減額するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の2,590万7,000円の減額補正でございます。給与費関係以外のものについてご説明をさせていただきますが、8節旅費の30万円の減額につきましては、町長や職員が研修などで出張する際の旅費について、コロナ禍という状況の中で、研修等が中止になったことや公共交通機関を利用する出張は控えていることに伴い、多額の不用額が発生する見込みとなっておりますことから、減額するものでございます。また、10節需用費の33万円の減額、11節役務費の63万8,000円の減額、12節委託料の8万2,000円の減額、13節使用料及び賃借料の15万4,000円の減額、さらには18節負担金、補助及び交付金の2,810万円の減額につきましては、いずれも特別定額給付金の事業に関わるもので、額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、2目財産管理費の1,793万5,000円の増額補正でございますが、これは14節工事請負費によるもので、現在工事を実施しております庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事において、外壁におけるタイルの詳細な調査を実施したところ、補修を必要とする枚数が見込みより大幅に増加し、予算額に不足を生じることになりましたことから、増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、5目コミュニティ推進費213万1,000円の減額は、18節負担金、補助及び交付金のうちの補助金額で、宝くじ助成事業費の本郷コミュニティ推進協議会への不採択の減額と、大山第四自治会の公民館建設補助金を増額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、7目企画費、補正額119万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京圏における移住定住促進活動ができなくなったことから、その活動に係る経費を減額するものです。内訳といたしましては、啓発用品の購入を予定しておりました10節需用費、消耗品費40万円、プロモーション用のかみたんの着ぐるみ製作を予定しておりました12節委託料70万円、会場借り上げ経費として見込んでおりました13節使用料及び賃借料9万円を減額するものです。

10目情報管理費、補正額299万1,000円の増額につきましては、職員のテレワーク環境の導入経費を計上したものです。内訳といたしまして、12節委託料では、ネットワーク機器設定変更経費として181万5,000円、13節使用料及び賃借料では、リモート操作等のライセンス使用料とし

て34万1,000円、17節備品購入費では、端末等の購入経費として83万5,000円を見込んでおります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 続きまして、第2項徴税費についてご説明いたします。2目賦課徴収費、12節委託料870万円の減でございますが、固定資産基礎資料整備事業のうち、課税基本図電子化事業において、額の確定見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費についてご説明いたします。1目戸籍住民基本台帳費492万8,000円は、マイナンバー関連の補助金が交付決定されたことにより、一般財源から組み替えたものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。2目住民情報管理費、12節委託料352万円の増額は、戸籍の附票の記載事項の追加として、住民票コード等を記載するためのシステム改修費用でございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、5目老人福祉費の27節繰出金の115万6,000円の増額補正につきましては、制度改正に伴い、国民健康保険事業及び介護保険事業に係るシステムを改修するもので、国民健康保険事業特別会計に33万1,000円を、介護保険事業特別会計に82万5,000円をおのおの繰り出すものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連して、子ども・子育て支援交付金が増額になることに伴う国・県支出金への財源振替でございます。

次の3目子ども・子育て支援費、補正額1,480万2,000円の増でございますが、10節需用費、消耗品費の336万円、17節備品購入費の49万5,000円、18節負担金、補助及び交付金のうち、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の47万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じる保育所や学童クラブ等で使用する消耗品それから備品等をですね、購入するための経費でございます。また、補助金の特定教育・保育施設等助成事業の1,047万2,000円につきましては、主に建て替え工事中の上三川幼児園並びに蓼沼保育園に対する整備交付金の額の確定に伴う増額補正でございます。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の8節旅費の2万9,000円の増額補正につきましては、会計年度任用職員の費用弁償5か月分になります。

続きまして、2目予防費の12節委託料の247万5,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行下において、検査を希望する高齢者等へ検査費用の助成を行うもので、PCR検査及び抗原検査おのおの90回分を計上するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、8目環境衛生費258万3,000円の減額は、ごみゼロ運動、花いっぱい運動の中止に伴う7節報償費、10節需用費、12節委託料を減額するものでございます。

次に、第2項清掃費についてご説明いたします。2目じん芥処理費2,162万1,000円の増額は、18節負担金、補助及び交付金のうち負担金で、クリーンパーク茂原の廃棄物処理費の負担金の確定による増額でございます。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長兼農業委員会事務局長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費をご説明いたします。8節旅費の4万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、予定されておりました全国会長大会などが中止になったことから減額するものでございます。

次に、農政課所管の補正に移ります。

2目農業総務費をご説明いたします。8節旅費の1万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、予定の事例調査が中止となったことから減額するものでございます。10節需用費の6万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、農政懇談会を中止したことから食糧費を減額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金の5万円の減額につきましては、宇都宮農産物ブランド推進協議会から、新型コロナウイルスの影響で事業を縮小するため、負担金を求めないこととなり、減額するものでございます。

次に、3目農業振興費をご説明いたします。8節旅費の1万円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、認定農業者協議会主催の視察研修が中止となったことから減額するものでございます。

次のページ、16、17ページをご覧くださいと思います。

10節需用費の2万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、かんぴょう収穫まつりや首都圏マルシェ事業を中止したことから食糧費を減額するものでございます。13節使用料及び賃借料の22万2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、首都圏マルシェ事業を中止したことから減額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金の840万8,000円の減額は、補助金のうち、青果物振興対策事業及び干びょう推進対策事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により、事業を縮小したため減額するものでございます。農業近代化資金等利子補給の減額は、額の確定見込みによるものでございます。園芸産地振興対策事業の減額は、額の確定によるものでございます。交付金のうち、環境保全型農業直接支援対策事業の121万7,000円の減額は、交付対象者の額の確定見込みや事業の参加を見送った団体もあったことから

減額するものでございます。農業次世代人材投資資金の300万円の減額は、交付対象者の事業費の額の確定によるものでございます。肉用牛繁殖・肥育農家支援助成金の175万円の増額は、新型コロナウイルスの影響を受けている肉用牛の繁殖・肥育農家の支援として、出荷経費の一部を助成するものでございます。農業緊急支援助成金400万円の減額は、額の確定によるものでございます。24節積立金の125万9,000円の増額は、森林環境譲与税の配分額の前倒しによる歳入増と事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、5目農地費をご説明いたします。14節工事請負費の255万4,000円の増額は、近年多発する豪雨災害への対策として、水田の持つ雨水貯留機能を活用した田んぼダムを整備し、一級河川田川の内水被害の軽減を図るもので、田川上流域石田地区の約13ヘクタールの水田の排水口に調整装置60基を設置するものでございます。

次に、7目農業再生対策推進費をご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金の7万2,000円の増額は、経営所得安定対策直接支払推進事業の交付決定額の増額によるものでございます。

以上で、6款の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費1,950万円の減額補正でございます。18節負担金、補助及び交付金の内訳でございますが、補助金で、ふれあい朝市実行委員会、企業間交流会事業で、新型コロナウイルス感染症のため、事業の中止等によりまして、合わせまして100万円の減額を、また、10月末をもってですね、助成期間が終了しましたため、テイクアウト導入支援助成金及び感染拡大防止対策助成金で、合わせまして1,850万円の減額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 それでは、続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、2目地籍調査費、12節委託料418万円の減額補正につきましては、調査設計に係る事業予定額が確定したことによるものでございます。

続きまして、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料189万4,000円の減額補正につきましては、システム更新、改修に係る事業予定額が確定したものであるものでございます。

続きまして、2目公園管理費、14節工事請負費800万円の増額につきましては、新型コロナウイルスの影響で外出が少なくなった高齢者などのフレイル予防の対策として、公園に健康遊具を設置するための費用を増額するものでございます。

以上で、8款の説明を終わりにします。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費の500万円の増額補正でございますが、10節需用費の82万円の増額と17節備品購入費の418万円の増額は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、避難所における備蓄

品の充実を図るべく、毛布やアルミマットの他、外部給電器や発電機などの購入に要する経費について、増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、18、19ページをお開き願います。

第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費808万7,000円の減額補正の主なものにつきましては、12節委託料605万円の減額でございます。学校施設等長寿命化計画策定業務委託料において、額の確定見込みとなりましたので、減額するものです。

次に、3目教育研究所費16万円の増額補正につきましては、8節旅費で、適応指導教室指導員と学校図書館司書の通勤手当相当額を実情に応じて支給しておりますが、その支給に不足が生じる見込みとなりましたので、計上するものです。

次に、第3項中学校費、1目学校管理費564万3,000円の増額補正の内訳につきましては、7節報償費23万円の減額、例年中学校2年生が行う職場体験学習において、コロナ禍の影響で全て中止といたしましたので、体験学習先への謝礼等の不用額について減額するものです。

次に、14節工事請負費587万3,000円の増額につきましては、コロナ禍における換気対策や環境衛生対策のために、本郷中学校、上三川中学校の屋内運動場の1階部分の網戸の設置工事費、それと上三川中学校屋内運動場のトイレの洋式化改修工事に伴う経費を計上するものです。

次に、2目教育振興費435万7,000円の減額につきましては、13節使用料及び賃借料で、中学生の各種行事、大会等が、多くがコロナ禍によりまして中止になりましたので、会場までの送迎に係る民間バスの借り上げ料について、不用額を減額するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費、2目公民館費99万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館主催の講座につきまして、上半期実施予定の約4割の講座を中止にしたことによりまして、7節報償費では、講師謝礼87万8,000円を、13節使用料及び賃借料では、バス借り上げ料11万8,000円を減額するものでございます。3目図書館費105万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、町立図書館に書籍の除菌機1台を購入するため、17節備品購入費を補正するものでございます。4目文化財保護費726万2,000円の増額補正は、町指定文化財等の説明看板製作事業が完了したことから、不用額12万2,000円を減額し、また、寄附を受けました国登録文化財、生沼家住宅及び茶室、大谷石倉庫の保存活用を計画する上で、その前段として、早急を実施する建物の耐震診断の費用738万4,000円を増額するものです。

次に、第5項保健体育費、2目体育振興費40万5,000円の減額補正は、10節需用費、消耗品費で、今年度の県民スポーツ大会及び郡市町対抗駅伝競走大会の中止により、更新時期となる出場選手のユニフォーム購入を見送ったことなどによる減額73万6,000円と、来年3月予定の本町での東京オリンピック聖火リレー周知用チラシ印刷代の増額補正3万6,000円及び12節委託料で、聖火

リレー会場設置費用の増額補正29万5,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。第2表繰越明許費につきましては、表に記載のとおり、第2款第1項総務管理費、庁舎・設備維持修繕事業の1億1,782万6,000円から、第10款第3項中学校費、中学校大規模改修事業の597万2,000円まで、いずれの事業も年度内の事業完了が困難なため、繰越明許するものです。

次の第3表地方債補正につきましては、歳入の町債で説明いたしました庁舎改修事業及び公園施設整備事業について、表のとおり、補正後の限度額に変更するものでございます。

以上で令和2年度上三川町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第112号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目社会保障・税番号システム整備費補助金、1節社会保障・税番号システム整備費補助金15万5,000円は、国保オンラインシステム改修に係る国からの補助金増額によるものでございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、2目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金33万1,000円の増額は、国民健康保険システム改修による99万円の増額と、診療報酬明細書等二次点検業務委託の65万9,000円の減額によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料48万6,000円の増額は、令和3年3月からマイナンバーカードが保険証の代わりになること及び税制改正に伴う国民健康保険システムの更新、改修による114万6,000円の増額と、診療報酬明細書等二次点検業務の額確定による66万円の減額によるものでございます。

以上で議案第112号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第113号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、5目事業費補助金の82万5,000円の増額補正につきましては、介護保険制度の改修に伴うシステム改修に係る補助金額の確定によるものでございます。



次の6目介護保険保険者努力支援交付金、1節介護保険保険者努力支援交付金の417万5,000円の増額補正につきましては、国より同交付金の配分額の内示額が示されたことによるものでございます。

次の第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の82万5,000円の増額補正につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る補助金に対応する町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の165万円の増額補正につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うものでございます。

続きまして、第2款保険給付費、第5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費の60万円の増額補正及び2目高額医療合算介護予防サービス費の10万円の増額補正につきましては、共にサービス申請数が当初見込みを上回り、予算に不足を生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業等費、1目包括的支援事業等費の補正につきましては、歳入でご説明いたしました保険者努力支援交付金が国から交付されることに伴い、財源内訳を組み替えるもので、国庫支出金を417万5,000円増額し、併せて保険料からの歳入分を減額するものでございます。

続きまして、第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の417万5,000円、こちらの増額補正につきましては、保険者努力支援交付金全額を基金に積み立てるものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、1目予備費の70万円の減額補正は、第2款保険給付費、第5項高額医療合算介護サービス等費の増額補正の財源として充てるものでございます。

以上で「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第114号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第6款国庫補助金、第1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金55万円は、税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修補助金の増額でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料55万円は、税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修による増額でございます。

以上で、議案第114号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第115号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

資本的収入及び支出の上段の収入になりますが、第1款下水道事業収入、第1項企業債、1目企業債550万円の減額及び第5項国庫補助金、1目国庫補助金550万円の増額は、単独事業から補助事業に採択されることによる財源の振替により変更するものでございます。

同じく第6項負担金、2目工事負担金744万7,000円の増額は、県が施工する一級河川武名瀬川河川改良事業に伴い、道路に敷設してあります下水道管が支障となるため、移設に伴う設計業務の費用といたしまして、県から支払われる負担金になります。

次に、下段の支出になりますが、資本的支出の第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費、4節委託料744万7,000円の増額につきましては、先ほどの県事業によります下水道管移設工事の設計業務委託料によるものです。

ページを戻りまして、1ページをお開き願います。

補正予算第3条になりますが、起債の限度額におきましては、各事業費の変更に伴いまして、表のとおり変更するものでございます。

次に、第4条におきましては、一時借入金の限度額を1億円から2億円に変更するものでございます。

以上で、議案第115号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第111号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第8号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第113号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第114号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第115号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日5日及び6日は休会とし、7日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時53分 散会